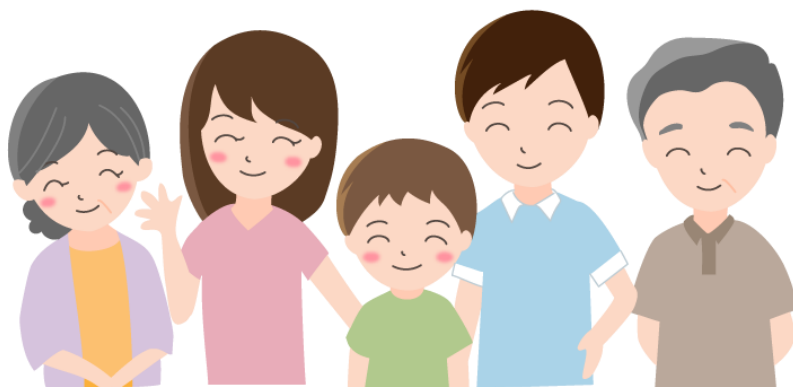


せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

せいかつ ひ こま なや ひと
～生活費のやりくりに困り悩んでいる人へ～



しま し ふく し じ む し ょ
志摩市福祉事務所

せい かつ し えん か
(生活支援課)

れいわ ねん がつかいていはん
令和5年11月改訂版

せい かつ ほ ご せい ど 生活保護制度とは

にほんこくけんぽうだい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげん ど せいかつ いとな
日本国憲法第25条には、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営
けんり ゆう さだ
む権利を有する。」と定められています。

わたし びょうき しつぎょう こうれい はたら
私たちは、病気やけがによる失業、高齢のために働けなくなるなど、さまざまな
じじょう じぶん とりよく せいかつ な た
事情により自分たちで努力をしたとしても生活が成り立たなくなることがあります。

このようにときに、国の定める基準に従い、その困りごとの状況や程度に応じて
ひつよう ほご おこな いちにち はや じぶんじしん ちから
必要な保護を行うことで、一日も早く、自分自身の力で
せいかつ てだす せいど
生活ができるよう手助けするための制度です。



せいかつ ほ ご りよう 生活保護の利用まで

◆ 相 談

せいかつ こま ひと ふくしじむしょ かくししょ そうだん
生活にお困りの人は、まずは福祉事務所か各支所にご相談ください。

また、民生委員にも相談ができます。

せいかつ ほ ごせいど せつめい しゃかいほしょう
生活保護制度について説明させていただくとともに、ほかの社会保
せいど かつよう ばあい ゆうせん あんない
障制度が活用できる場合には、そちらを優先してご案内します。



◆ 申 請

せいかつ ほ ご しんせいいし ひと しんせいじょるい ていしゅつ
生活保護の申請意思がある人は、申請書類を提出します。

ほんにん どうきょ しんぞく ふようぎむしゃ しんせい
(本人か同居の親族または扶養義務者が申請できます。)

しんせい ともな ちょうさ ひつよう じょるい しりょう ていじ ねが
申請に伴い、調査にあたって必要な書類や資料の提示をお願いして
います。これらを持参いただくと手続きがスムーズに進みます。

< 必要な書類や資料 >

よきんつうちょう さいしん じょうたい きちょう ねんきんしょうしょ また つうち
※預金通帳 (最新の状態で記帳)、年金証書、マイナンバーカード (又は通知カ
けんこう ほけんしょう かいご ほけんしょう ぐすりてちょう ちよっくん げつ きゅうよめいきいしょ ちんだいけいやくしょ
ード) 健康保険証、介護保険証、お薬手帳、直近3か月の給与明細書、賃貸契約書
せいめい ほけんしょう めんきょしょう しゃけんしょう にんい ほけんしょう しょうがいしゅてちょう しんだい りょういく せいしん
生命保険証、免許証、車検証、任意保険証、障害者手帳 (身体・療育・精神)
ぼしけんこうてちょう とくべつえいじゅうしゅうめいしょ ざいりゅう
母子健康手帳、特別永住者証明書、在留カードなど

◆ 調査

しんせい ふくしじむしょ たんとうしゃ かていほうもん
申請されますと、福祉事務所の担当者（ケースワーカー）が、家庭訪問などの
ほうほう せいかつ じょうきょう けんこうじょうたい しごと ないよう しさん じょうきょう
方法により、生活の状況や健康状態、仕事の内容や資産の状況などを
お聞きします。また、必要に応じて官公署、金融機関、生命保険会社などの
かんけいさき しょうかい おこな
関係先に照会を行います。

＜調査内容＞



- 生活歴、職歴、婚姻歴、病歴について
- 世帯の収入・資産がどれくらいあるか
- 働いて収入が得られる道はないか
- 配偶者・親・子・兄弟姉妹からの援助はどうか
- 年金・手当などの給付は受けられないか など

◆ 決定

ちょうさけっか くに さだ きじゆん ほご ひつよう けつてい
調査結果をもとに、国の定める基準により保護が必要かどうかを決定します
ので、調査には必ずご協力をお願いします。申請日から14日以内（調
査に日数が必要な場合は30日以内）に生活保護が必要かどうかを決定し、
その内容を文書でお知らせします。

- * 決定に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県
知事に対し審査請求を行うことができます。

★ 調査期間中に注意して欲しいこと

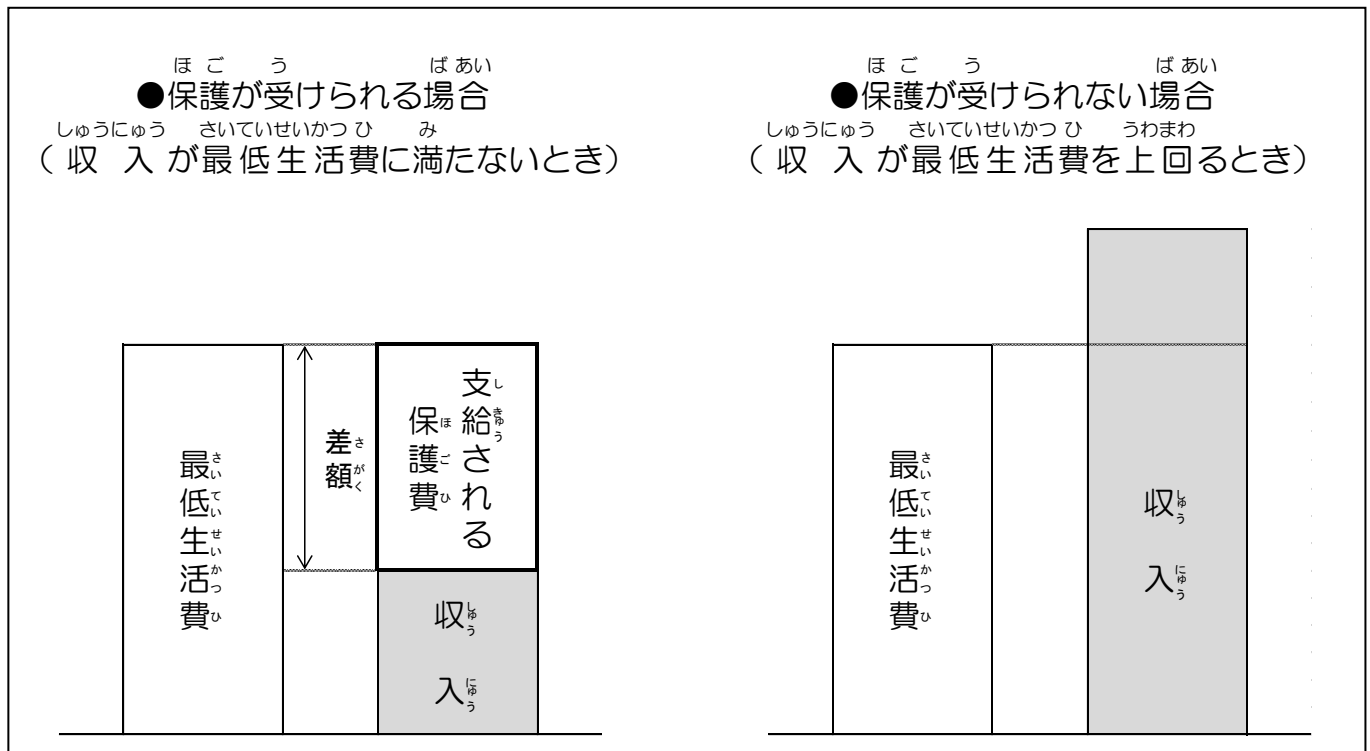
せいかつほご しんせい ひ けつてい つぎ ちゅうい わ
生活保護を申請された日から決定までに、次のことに注意し、分からないことがあれば、
ふくしじむしょ れんらく
福祉事務所まで連絡してください。

- 病院に通院するとき。
（通院先の病院の窓口で生活保護を申請中であることを伝えて下さい。）
- 世帯の状況に変化（入院・退院・転出・転入など）があったとき。
- 収入や資産に変動があったとき。
- 生活保護の申請を取り下げるとき。
- そのほか、困ったことや、分からないことがあるとき。

ほご 保護のしくみ

げんそく 原則として、ほご せたい たんい 保護は世帯を単位として適用します。その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合に、その不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。

せたい おな じゅうきょ せいけい 世帯とは、同じ住居で生計をひとつにしている集まりであり、血族関係や婚姻関係になくても、実態で同一世帯と認定します。なお、住居が別であっても、同一世帯として認定することが適当と判断する場合があります。



さいていせいいかつひ 最低生活費

その世帯のくらしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費で、常に一定のものではありません。

しゅう にゅう 収入

働いて得た収入、年金、手当、保険金、ほかの法律により支給される金銭、資産を売ったり貸したりして得た収入、親や兄弟姉妹などからの仕送りや借金なども含んでおり、世帯員全員のこれらを合計したものが世帯収入となります。



生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があります。

生活扶助	食費、衣類、電気、ガスなどの費用 世帯の人数、年齢などから算定されます。
住宅扶助	家賃、地代などの費用（共益費・管理費は除く） 家賃については、現に保護を受けている人名義の物件に限ります。
教育扶助	義務教育のために必要な費用
介護扶助	介護サービスを受けるために必要な費用 介護保険が適用されるものに限ります。
医療扶助	病気やけがなどの治療に必要な費用 健康保険が適用されるものに限ります。
出産扶助	出産のために必要な費用
生業扶助	高校進学や就職に必要な技術を身に付けるなどの費用
葬祭扶助	葬儀のために必要な費用



* 支給方法は、金銭で支給される場合と、介護費、医療費のように事業者や医療機関に対し福祉事務所が直接支払う場合があります。ただし、生活保護の指定機関であることが条件となります。

また、このほかに一時的に必要なものとして家屋の修理費などが支給される場合もあります。

* 支給には一定の条件や限度額がありますので、すべて支給されるとは限りません。

また、特定の扶助だけを選んで申請をすることはできません。

それぞれ条件があるため、事前に福祉事務所に相談してください。

せいかつほ ごせいど せたいぜんいん どりよく せいかつ いじ
生活保護制度は、世帯全員があらゆる努力をしても生活が維持できないときに、はじめ
う せいど たほうたしさく ゆうせん かつよう せいど かつよう
て受けることができる制度です。他法他施策が優先されますので、活用できる制度は活用す
どりよく
る努力をしてください。

《能力の活用》

- はたら ひと のうりよく おう はたら じぶん ちから せいかつ つと
1. 働ける人は能力に応じて働き、自分の力で生活できるよう努めてください。
ひょうき びょうき ほか りゆう はたら かた もんだい かいけつ ゆうせん
ただし、病気、けが、その他の理由で働けない方は、その問題の解決を優先します。
せいかつほ こ けつてい ひと じりつ む しゅうろうしえん おこな
生活保護が決定した人には、自立に向けた就労支援を行います。

《扶養の可否》

- せいかつほ ごほう ふようぎ むしゃ はいぐうしゃ おや こども きょうだいしまい ふよう せいかつほ ご
2. 生活保護法には、扶養義務者（配偶者、親、子供、兄弟姉妹など）の扶養は生活保護
ゆうせん おこな さだ ふようぎ むしゃ せいかつほ ご う
に優先して行われるものと定められています。扶養義務者がいることで、生活保護が受
ふようぎ むしゃ ばあい えんじょう う
けられなくなるわけではありませんが、扶養義務者がいる場合は、援助を受けることがで
き き ディーバイ はいぐうしゃ ぼうりよく ぎゃくたい とくべつ しじょう
きるかお聞きします。ただし、DV（配偶者への暴力）や虐待などの特別の事情が
ばあい しょうかい み あ はいりよ
ある場合には、照会を見合わせるなどの配慮をします。



《資産の活用》

- げんきん よちよきん かね せいかつひ あ
3. 現金や預貯金などがあれば、まずはそのお金を生活費に充ててください。
せいめいほけん かつよう ほけん げんそくかいやく へんれいきん せいかつひ
4. 生命保険やほかに活用できる保険などがあれば、原則解約して返戻金を生活費に
あ
充ててください。
じょうきょう かにゅう みと ばあい しんせいじ そうだん
（※状況によって加入が認められる場合がありますので、申請時に相談してください）
げんざい せいかつ ひつよう しさん とち かおく ふどうさん じどうしゃ ききんぞく
5. 現在の生活に必要なない資産（土地、家屋などの不動産、自動車、貴金属など）は、
う か せいかつひ あ
売ったり貸したりして生活費に充ててください。
す かおく とち げんそくほゆう みと しょぶんかち たか ばあい ばいきゃく
6. 住んでいる家屋や土地は原則保有が認められますが、処分価値が高い場合は、売却
せいかつひ あ
して生活費に充ててください。
じゅうたく へんさいちゅう ばあい げんそくせいかつほ ご う
7. 住宅ローンを返済中の場合は、原則生活保護を受けることはできません。

《他制度の活用》

- せいかつほ こいがい かくしゅねんきん じどうふようてあて しつぎょうきゅうふ しょうびょうてあてきん
8. 生活保護以外に、各種年金や児童扶養手当、失業給付、傷病手当金など、ほ
ほうりつ せいど きゅうふ う ゆうせん かつよう
かの法律や制度で給付が受けられるものがあれば、そちらを優先して活用してください。

《自動車について》

◎自動車の保有又は占有（借りて利用すること）は、つぎの理由により原則として認められていません。

●生活保護制度は、生活に困っている人の最低限度の生活を保障するにすぎないこと。

●自動車の保有には、保険料、自動車税、車検費用、燃料代など多額の経費がかかること。

●交通事故を起こしたときの賠償問題が難しく、生活保護世帯の自立が阻害されること。

※障がい者の人が通院のために使用するなど、国の基準に基づいて認められる場合がありますので、必要があれば申し出てください。



《生活保護が開始されると》

生活保護制度にはルールがありますので、そのルールを理解してください。

たとえば

- (1) 生活保護を受ける権利を、他人に譲り渡すことはできません。
- (2) ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、それに従ってください。
- (3) それぞれの能力に応じて収入を上げることができる人は最善をつくし、生活の維持向上に努めてください。
- (4) 病気やけがで働けない人は、医師の指示に従って治療に専念してください。
- (5) 毎月の収入の申告や、生活状況に変化がある場合は届出が必要となります。
- (6) 生活保護費を受給したあとに、過去の分の年金や手当を受給したり、資産を処分して収入を得た場合は、それまでに受給した保護費の全額または一部を返還してもらいます。（高額療養費、福祉医療費などの還付金も含まれます。）
- (7) 借金があっても生活保護は受けられますが、原則保護費で借金の返済はできません。借金については法テラスなどに相談しましょう。生活保護受給中に借金をした場合は、収入として認定され、保護費が減額されます。

つか
<メモにお使いください>

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

し ま し ふ く し し む し ょ
志 摩 市 福 祉 事 務 所

せい かつ し えん か
(生活支援課)

〒517-0592

み え けん し ま し あ ご ち ょ う う が た ばん ち
三重県志摩市阿児 町 鵜方3098番地22

でん わ
電 話 (0599) 44-0280

ふ あ っ く す
FAX (0599) 44-5260

